

# 石川県計量検定所環境行動計画

平成22年3月10日

## ■取組方針

石川県計量検定所は、学術・産業の基礎を担い、豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たしている計量に係る行政機関としての役割を担っております。具体的には、計量法に基づき、適正な計量の実施を図るため、質量計をはじめ燃料油メーター等各種特定計量器の検定・検査、計量関係事業者等に対する立入検査、商品量目の適正化及び計量思想の普及啓発等に努めております。

当検定所がこのような計量業務を実施するうえで、職員一人ひとりが環境保全全般について強い意識を持って取り組むことは、大変重要なことであると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当検定所の活動が環境負荷へ及ぼす影響を極力少なくするため、以下の行動に取り組めます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 廃棄物の削減と資源のリサイクルを進めます。
- ③ 節水に努め、水の有効利用を図ります。
- ④ 事業所等における検定・検査に際しては、環境保全意識の啓発に努めてまいります。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成22年3月10日

石川県計量検定所  
所長 佐々木 秀和

### 3 環境負荷低減の取組

当所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標-1	二酸化炭素の総排出量を、平成18年度～20年度の3ヵ年平均(12,673 kg-CO <sub>2</sub> )を基準として平成22年度までに5%削減、12,039 kg-CO <sub>2</sub> 以下に削減する。
具体的な取組	<p>(事務所での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 冷房温度(28度)と暖房温度(19度)を厳守する。</li> <li>② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する。</li> <li>③ 人のいないエリアの消灯を徹底する。</li> <li>④ 照明器具の省エネ化を進める。</li> </ul> <p>(公用車使用に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 車両にエコドライブ実施中のステッカーを貼る。</li> <li>② 車両運転開始時、点検を行う。</li> <li>③ 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する。</li> </ul>

目標-2	一般廃棄物の総排出量を、平成20年度実績(460.9kg)を基準として平成22年度までに1%削減、456.3kg以下に削減する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物排出量を正確に計測・記録する。</li> <li>② シュレッダーの使用は、機密書類に限定する。</li> <li>③ 使用済みインクカートリッジは、リサイクル業者に回収してもらう。</li> <li>④ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する。</li> <li>⑤ 封筒、ファイル、フォルダーは、繰り返し使用する。</li> </ul>

目標-3	水の総使用量を、平成20年度実績(62m <sup>3</sup> )を基準として平成22年度までに1%削減、61.4m <sup>3</sup> 以下に削減する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の節水意識を高める。</li> <li>② 事務室内及びトイレ内に節水の張り紙をする。</li> <li>③ 流し台の水を流しっぱなしにしない。</li> </ul>

#### 4 環境保全の取組

当所が実施している事業活動と環境との関わり、及びそれらの状況・内容は、以下の表のとおりです。

環境との関わり	関わりの状況・内容
①定期検査業務	<p>取引又は証明に使用する質量計は、事業所を管轄する知事又は特定市の長が行う2年に1回の定期検査を受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、県内を2つの地域に分け、それぞれの地域の市町において、2年に1回あらかじめ決めた場所（複数箇所）で集合検査を実施している。この他、県に代わって計量士が検査を行う代検査制度も活用している。</li> </ul>
②普及啓発事業	<p>適正な計量を確保し、県民生活の向上に寄与するため、計量団体とも連携して11月1日の計量記念日を中心に記念日行事を実施し、県民への計量思想の普及啓発を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢会場における行事 <ul style="list-style-type: none"> <li>加賀野菜の重さ当てクイズ</li> <li>啓発パネル展示</li> <li>啓発チラシ等の配布</li> <li>電気量計子メーターの受検PR</li> </ul> </li> <li>・小松会場における行事 <ul style="list-style-type: none"> <li>試買量目調査</li> <li>キャンデイの重さ当てクイズ</li> <li>血圧計による健康チェック</li> <li>着ぐるみ人形による計量グッズの配布</li> </ul> </li> </ul>

## 5 環境保全の取組目標と具体的な取組

検定所の事業活動を実施するに当たって、4に掲げる「①定期検査業務」及び「②普及啓発事業」についての取組目標を設定し、これを達成するための具体的な取組を組織的に進めます。

### 5-1 定期検査業務に関する取組

目標：定期検査のためはかりを持参する県民に、地球環境を守るため、過剰包装の自粛や適正な計量の実施を広報します。

取組：  
・適正計量を促すパンフレットを市町に配布します。  
・ホームページの更新を迅速に行い、計量年報等の情報提供に努めます。  
・定期検査の対象機数の正確な把握に努め、定期検査の会場数の削減に努めます。

### 5-2 普及啓発事業の取組目標と具体的な取組

目標：一人でも多くの県民に、日常生活の中での計量が、地球環境の改善に大きく寄与することを認識してもらいます。

取組：  
・県の計量協会や金沢市・小松市と連携し、計量記念日行事の内容充実に努めます。  
・一般県民に対する計量思想の広報を強化するほか、機会を捉えて、モニター制度等の実施を検討するなど、広く県民に対する広報を強化します。

## 6 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、次長を環境管理責任者とし、また、責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックをうけます。
- ・年間の電力、燃料等の使用量を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。

5に掲げる「環境保全の具体的な取組」を推進するために、業務担当者による所内の日常的なミーティングのほか、以下のとおり情報交換を行います。

- ・4月に各市町の定期検査担当者会議を開催し、定期検査の詳細を説明するなど連絡を密にし、検査対象機器の正確な把握を図り、市町地域における検査会場の適正配置に努めます。
- ・9月に県の計量協会及び金沢市、小松市の記念日事業の担当者会議を開催し、11月1日の計量記念日を中心に実施する啓発事業内容について、より効果の期待できる出し物を検討する等、内容の充実強化に努めます。